

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和3年11月18日（木） 11時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮本安全規制管理官（放射線規制担当）、宮脇安全管理調査官、

笠原上席放射線安全審査官、廣上放射線検査官

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター

施設安全部 次長 他2名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 本日、原子力機構と面談を実施し、配付資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 前回面談（3月24日）で説明した、2月に発生した放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）における給排気設備の風量不足の件（以下「本件」という。）により、R I法使用許可申請に係る対応が停滞していたが、本件に係る対応方法がほぼ固まった状況。

原子力機構としては、今後のALPS処理水の分析等の必要性を踏まえ、本年度2月の申請を目指している。

- また、本日説明できなかった東京電力による統括管理については、上記R I申請等スケジュールを踏まえ、東京電力から早々に説明がなされる予定であると聞いている。
- まだ説明していない東電による統括管理の考え方が前提として必要であることは認識しつつ、本日、下記事項について行政相談したい。

① R I混在試料（固体）について、必要な非密封R I使用に係る使用変更許可を受けた東京電力に引き渡すまで一時保管する施設を、分析作業を行う使用施設とは別に管理する使用施設と位置づけることとする。また、当該施設の1日最大使用数量は、分析作業を行う使用施設の年間使用数量とする。

② 事業所の範囲については、大熊分析・研究センター放射性物質分析・研究施設（施設管理棟、第1棟及び第2棟（建設予定））とする。

(2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- これまでの面談でも確認してきたが、本申請の前提となる、放射性同位元素等規制法での原子力機構の管理範囲も含めた第1棟での全ての活動に係る東京電力の統括管理と、これを踏まえた東京電力と原子力機構の役割分担等(以下「統括管理等」という。)の全体像について、まだ説明がなされていないため、全体方針がないままその一部である今回の事項のみ説明を受けても相談ができない。
- そのため、これまでも求めているとおり、本日の内容を含め、相談事項については、統括管理等の本件施設の全体像を明確にしたうえで、説明を行うこと。
- なお、本申請に係る方針確認等の行政相談については、統括管理等の内容を踏まえ、引き続き要望があれば対応していく。

(3) 原子力機構から、本日の説明内容を踏まえて東京電力とともに対応を検討し、必要により行政相談を依頼したい旨の発言があった。

## 6. 配付資料

- 資料1「放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用許可申請について」  
(令和3年11月18日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)